

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受ける申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)		
前橋地方裁判所 支部 執行官 殿		
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号 物件番号
陳述	☐ 私は、暴力団員等ではありません。	
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。	
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月10日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係
裁判所書記官 中村 倫子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月 7日から 令和 8年10月14日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 8年10月21日 午前 9時00分 前橋地方裁判所太田支部売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8年11月11日 午前10時00分 前橋地方裁判所太田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年10月23日 午前10時00分から 令和 8年10月23日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年9月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,360,000 2,688,000	一括	672,000	34,277	0
1	2,060,000				
2	1,300,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 館林市大島町字杉原 |
| | 地 番 | 5 1 3 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 5. 4 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 館林市大島町字杉原 5 1 3 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 5 1 3 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6. 2 4 平方メートル
2 階 4 1. 4 0 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 8月 7日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 須長 宏幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 館林市大島町字杉原 |
| | 地 番 | 5 1 3 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 5 . 4 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 館林市大島町字杉原 5 1 3 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 5 1 3 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 50 号
令和 7 年11月28日受理
令和 8 年 1 月23日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所太田支部

執行官 黒 澤 美 和 印

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 館林市大島町字杉原
地 番 5 1 3 番 2
地 目 宅地
地 積 2 8 5 . 4 6 平方メートル
共有者 A 持分 3 分の 2
共有者 B 持分 3 分の 1
- 2 所 在 館林市大島町字杉原 5 1 3 番地 2
家屋 番号 5 1 3 番 2
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル
共有者 A 持分 3 分の 2
共有者 B 持分 3 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県館林市大島町513番地2（住居表示未実施）		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者A、B ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年()第 号 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (共有者)	(令和8年1月19日に電話で聴取した。) 1 物件2には私が住んでいます。共有者のBに地代や家賃は支払っていません。

執行官の意見

- 1 物件1上に物件2以外に登録された建物は存在しない。
- 2 物件1は公道に面している。
- 3 物件1上にスチール製カーポート（約25平方メートル）が存在する。前記カーポートは土地に強固に付着しているので、土地の定着物と認定した。
- 4 物件1上にスチール製物置（約2平方メートル）が存在する。前記物置は容易に搬出でき、土地に定着していないので、売却対象外動産と認定した。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年12月9日 (火) 10:15～10:43	■館林市役所	■間取図交付申請
令和7年12月9日 (火) 10:58～11:03	■物件所在地	■基礎調査
令和7年12月10日 (水) 14:48～14:55	■前橋地方法務局	■登記事項証明書交付申請
令和7年12月24日 (水) 9:50～10:05	■物件所在地	■不在
令和8年1月7日 (水) 10:45～11:05	■物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影
令和8年1月19日 (月) 11:10～11:13	■前橋地方裁判所	■Aから電話で事情聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和8年1月7日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和7年12月24日及び令和8年1月7日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

(座標値種別：図上測定)

-23640.138

+29576.864

N

地区外

地区外

531

508-8

508-1

513-1

物件2

513-2

532

508-7

508-2

513-12

513-3

513-4

508-3

545

513-11

513-10

513-5

513-6

508-4

512-1

512-2

549

513-8

513-7

548

512-12

512-11

512-3

512-4

512-5

512-6

509

550

512-10

512-9

512-8

511-9

-23765.138

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

大島町

A3をA4に縮小コピー

請求部分	所在地	館林市大島町字杉原					地番	513番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成10年6月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年8月28日

前橋地方法務局太田支局

地図整理番号：M17799

登記官

(1/1)

(6枚目)

登記年月日：平成10年10月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月28日 前橋地方法律局本田支局

登記官

(7枚目)

0603574各

階平面図

建物階平面図

家屋番号

513-2

建物の所在

館林市大島町字杉原 513番地2

1階



求積表

9.10 x 7.28 = 66.2480

床面積

66.24 m²

2階



求積表

9.10 x 4.55 = 41.4050

床面積

41.40 m²



平成拾年拾月六日

作製者

作製年

平成

10.9.14

日

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(群馬土地家屋調査士会)

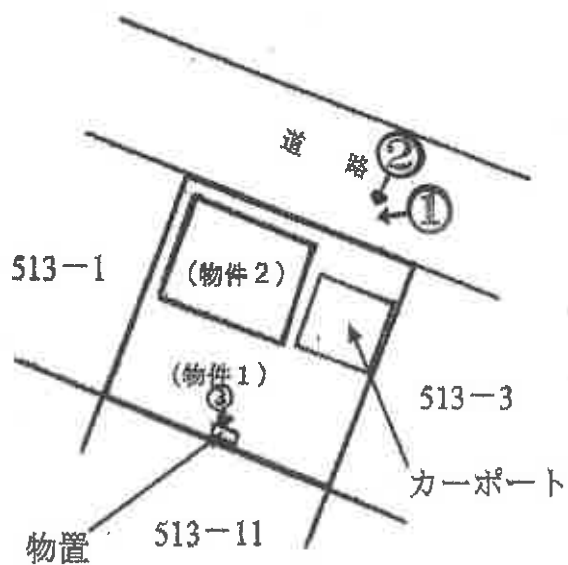
A3をA4に縮小コピー

地図整理番号：M17800



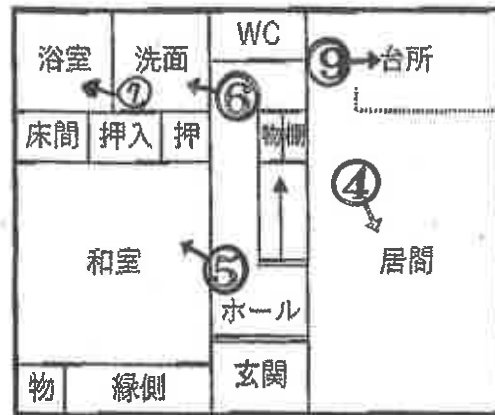
土地建物位置関係図

←○写真撮影位置・方向

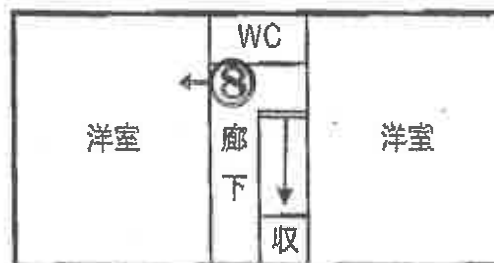


縮尺 1 : 500

間取図



1階部分



2階部分



1



2



3



4



5



6



7



8



9

令和7年（々）第50号
令和7年12月24日 現地調査
令和8年1月22日 評価

前橋地方裁判所太田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
津久井 伸昭

第1 評価額

一括価格	
3,360,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	2,060,000円
物件2(建物)	1,300,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	館林市大島町字杉原 513番2 宅地 285.46㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	館林市大島町字杉原513番地2 513番2 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 66.24㎡ 2階 41.40㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

I 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通		東武伊勢崎線「館林」駅北東方約4.9km(直路距離)に位置する。	
付近の状況		(別添位置図参照) 中規模一般住宅等を中心とした住宅地域。地域周辺は中規模一般住宅を中心としたリバーサイドおおしまの分譲地内の住宅地域である。地域要因の変動要因も少なく、当面の間現状にて推移するものと思料される。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分		市街化調整区域
	用途地域		無指定
	建ぺい率		50%
	容積率		100%
	防火規制		なし
	その他の規制		大島地区 地区計画
画地条件等	地積	登記簿とほぼ同程度	
	間口	約17.5m	
	奥行	約16m	
	形状	長方形の土地	
	その他	接面道路にほぼ等高に接面し敷地内はほぼ平坦。	
接面道路		北東側約7.5m舗装市道(市道2175号線・建築基準法42条1項1号道路)に接面する土地である。	
土地の利用状況		土地共有者A、Bが本件土地上に本件建物を共有し、占有している。	
供給処理施設		上水道	あり
		ガス配管	なし
		下水道	なし(特記事項②参照)
		(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込ことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項		① 文化財保護法上、周知の埋蔵文化財包蔵地の可能性は少ない。 ② 館林市役所下水道課によれば、本件土地にはコミュニティプラントの地域に該当しているとのこと。 ③ 館林市都市計画課によれば、本件土地は旧都市計画法29条1項4号による住宅団地造成事業により開発された住宅団地であり再建築等については館林市役所と協議されたいとのこと。 ④ 本件土地上にスチール製カーポート(約25㎡)、スチール製物置(約2㎡)が存在する。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	平成9年4月18日新築 29 年 0 年
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造 セメント瓦葺 サイディング等 クロス等 クロス等 畳、フローリング等 電気、水道等 ー
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり	
	現況用途:居宅 間取り(附属資料:間取図)	
品等	使用資材 施工程度	普通 普通
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	建物共有者Aが本建物を居宅として使用している。	
特記事項	① 本件建物は経年相当の建物の劣化が見られる。 ② 館林市役所建築課によれば平成8年11月1日付第4414号にて建築確認を受けているとのこと。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	18,900	101%	285.46	90%	4,900,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示等 館林-14

基準地価格

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$23,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.3 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 122 = 18,900\text{円}/\text{㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位

◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を検討し上記のとおり査定した。

イ 個別格差

物件1 : 1.01 方位等

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物等の積算価格 ア×イ×ウ=エ
2(主)	160,000	107.64	4.00%	690,000
計				690,000

ウ 現価率(減価修正)

物件番号

耐用年数に基づく方法(定率法)

観察減価法

現価率

$$2(主) : \left(\frac{\text{残価率}}{100} \right) \times \left(\frac{\text{全 残存}}{\text{全}} \right) \times (1 - 0.20) = 0.04$$

観察減価 : 建物の状態等を考慮して上記のとおり査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,900,000	30% 法定地上権	1,470,000
土地利用権等価格(合計)			1,470,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 土地:1①オ 建物:1②エ 円 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 2①ウ 円 イ	占有減 価修正 % ウ	市場性 修正 % エ	競売市 場修正 % オ	その他 控除減 価(敷 金等) 円 カ	評価額 (ア±イ)×ウ× エ×オ×カ 円
1	4,900,000	－ 1,470,000	—	100%	60%	—	2,060,000円
2	690,000	＋ 1,470,000	100%	100%	60%	0円	1,300,000円
一括価格(合計)							3,360,000円

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 特になし

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他控除減価： 控除の必要なし

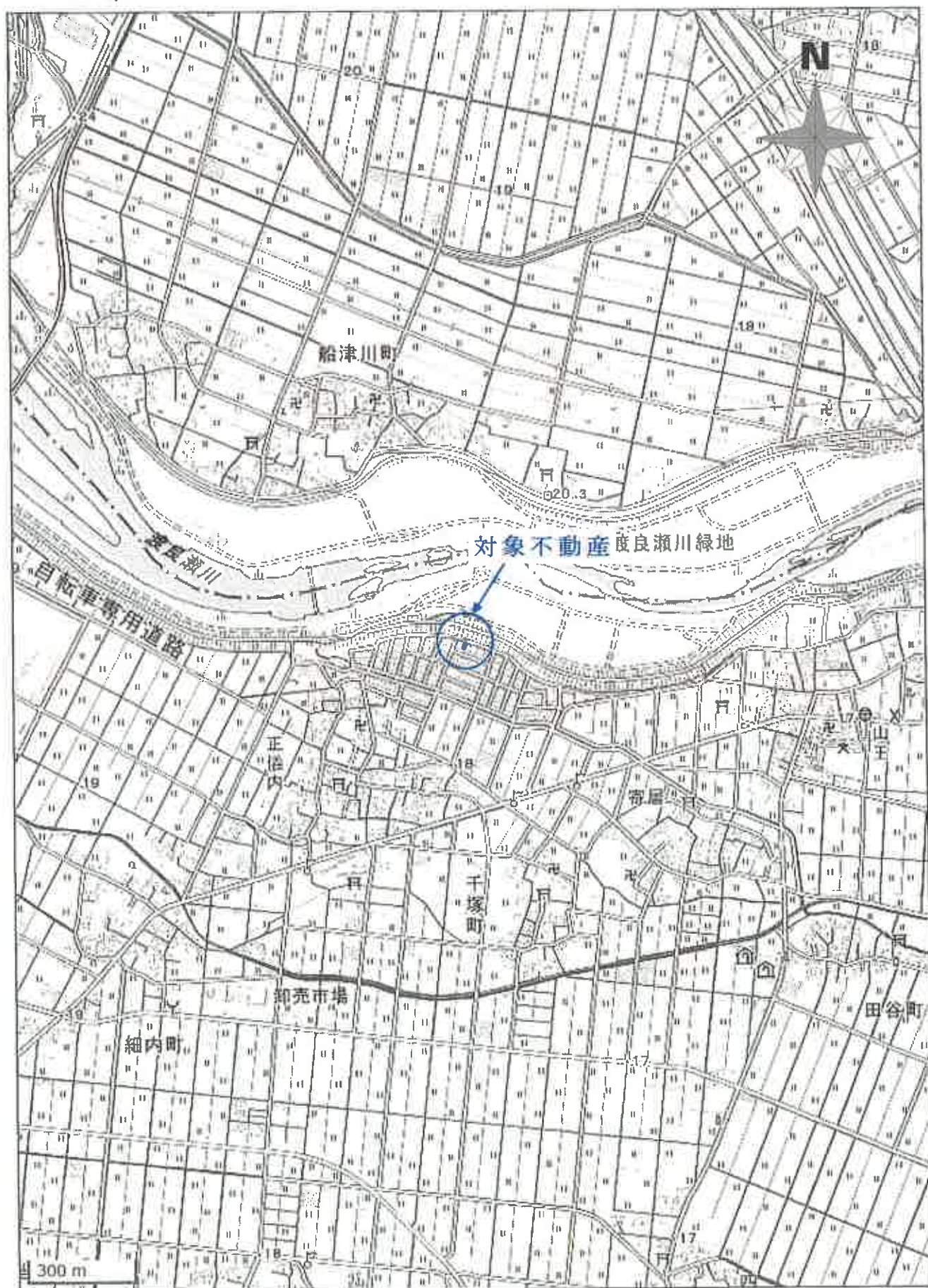
第6 参考価格資料

地価公示等 館林－14

所在	:	館林市青柳町字萩原1860番12
価格	:	23,400 円／m ²
位置	:	茂林寺前駅1.4km
価格時点	:	令和7年1月1日
地積	:	187m ²
供給処理施設	:	水道、
接面街路	:	西4m私道
用途指定等	:	市街化調整区域(建蔽率70% 容積率200%)
地域の概要	:	一般住宅のほか農家住宅も散在する住宅地域

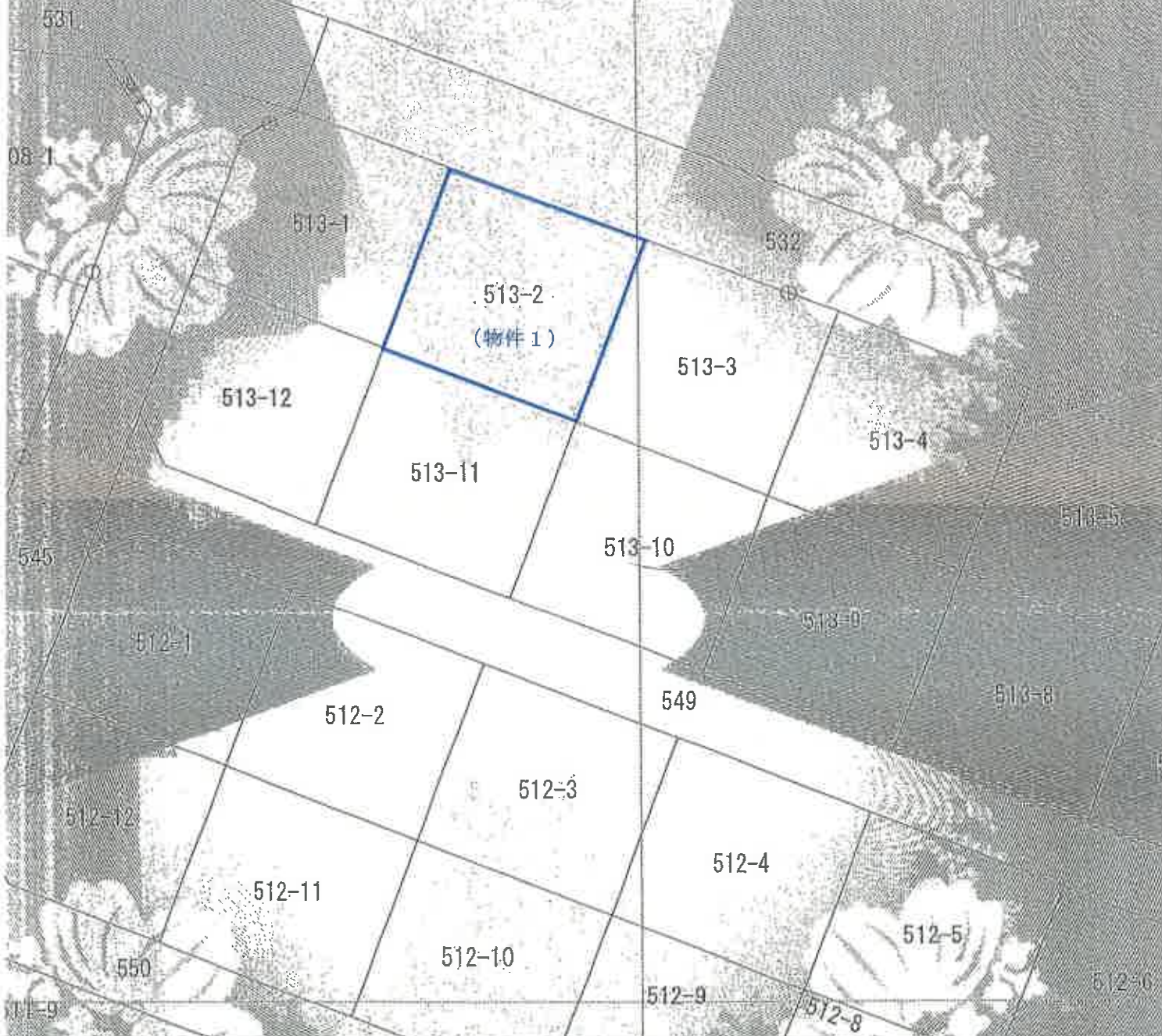
第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 間取図
- 4 土地建物位置関係図



地区外

N



補正 (改正制定)

公定した座標補正パラメータ (Loughkuffa-meiryokuki2011.par) による修正がされている。

公 図 写

縮尺 1 : 500

地 番
出

大島町

令和7年（ケ）第50号

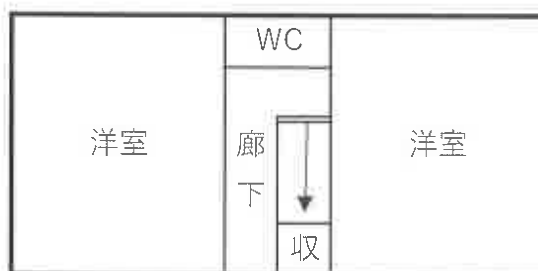
間取図

家屋番号

513番2



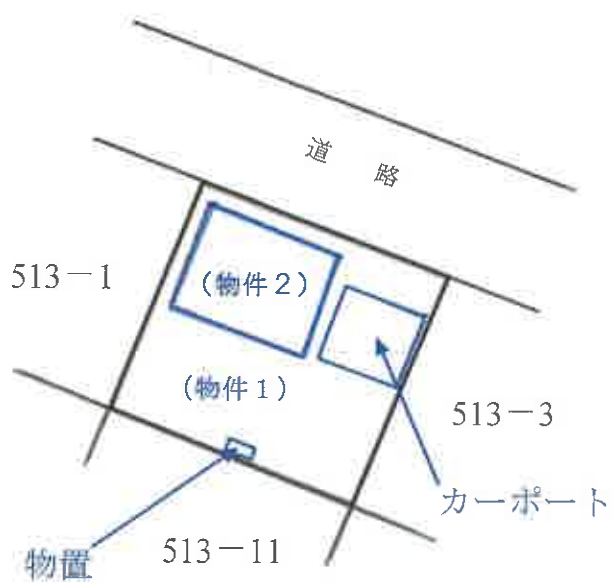
1階部分



2階部分



土地建物位置関係図



縮尺 1 : 500